情報の選定基準及び安全情報の取扱いについて

参考資料

事務局

事務局

情報の収集

※情報収集の視点に基づき、
- 都所管の事業所における調査結果等の現場情報
- 学術・学会情報
- 海外情報、行政情報等を収集する。

情報選定専門委員会

委員

委員からの提供情報

調査を行う課題の絞込み

検討結果を全て報告

東京都食品安全情報評価委員会

食品等の安全性に関する情報について調査を行う。

個別課題の専門委員会

情報収集の視点

① 健康被害の未然防止の視点

現在、健康被害が生じていないが、都の実態調査における汚染実態や外国等での健康被害の発生などから、将来、都民への影響が考えられるもの

② 危害の拡大防止の視点

以前より、危害は知られていないが、健康被害の端緒が見られており、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性があるもの

③ 都民への正しい情報提供の視点

①、②以外であっても、リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないため、都民生活に影響や不安を及ぼすおそれのあるもの

情報選定専門委員会における情報の取扱い

「情報収集の視点」と同じ視点から、より詳細な検討を行う必要がある情報である。

NO → 国や国際機関の動向も見ながら判断する。

YES → ④ 検討等に見合う情報がある。（量・質）

NO → ⑥ 特に、緊急に都民に提供する必要がある情報である

YES → ⑤ 情報評価委員会で総合的な検討が必要である。（情報提供の方法の検討も含む。）

NO → ⑥

YES → ⑥

⑥ NO → 今回は、検討の対象外とする。

⑥ YES → 情報提供（情報選定専門委員会において、提供方法、注意点等を検討）

⑤ YES → 情報評価委員会で検討すべき事項

今回は、検討の対象外とする。 → 情報の蓄積 状況に応じ、再度情報収集

情報提供 → 緊急に情報提供が必要な場合、「たべもの安全情報館」にて情報提供

検討結果を全て情報評価委員会に報告

情報評価委員会における情報の取扱い

情報選定専門委員会において検討を行った情報

→ 個別課題の専門委員会を新たに立ち上げ、具体的で詳細な検討が必要

NO → 情報評価委員会での検討により、情報提供の方法等の検討が必要

NO → 専門委員会への付託、情報提供等は行わない。

YES → 情報提供（情報評価委員会において、提供方法、注意点等を検討）

YES → 個別課題の専門委員会へ付託

専門委員会への付託、情報提供等は行わない。 → 情報の蓄積 状況に応じ、再度情報収集

情報提供 → 都は、「たべもの安全情報館」にて情報提供